

平成 29 年 10 月 24 日

部会員 各位

(一社) 兵庫県トラック協会
海上コンテナ部会

「標準貨物自動車運送約款の改正について」

海コン部会ニュース Vol.171

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当部会活動に格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

記

さて、平成 29 年 11 月 4 日に標準貨物自動車運送約款が施行されます。

多くの事業者が付帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受する内容に改正されています。

- この度改正された標準貨物自動車運送約款は、兵ト協ニュース 11 月号に同封致しますので社内に掲示していただき、30 日以内に約款を元に定めた料金を届出てください。

※今までの約款を利用する場合は、約款の一部を修正し再度認可を受ける必要があります。

以上

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

①「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



②「待機時間料」を新たに規定します

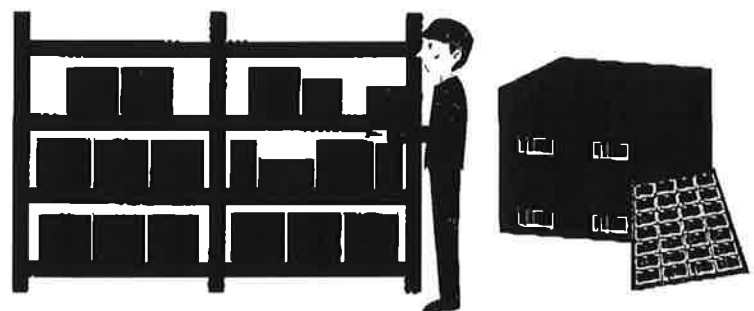
荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ☑ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ☑ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ☑ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ☑ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問 合 せ 先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会